

〔世界の窓〕

台湾総督府文書の公開進む

高橋 益代

Masuyo TAKAHASHI

1. はじめに

近年日本でも図書館・文書館のホームページ開設と並んで資料のデジタル化—公開がすすめられてきていますが、中華民国（台湾）においてもやっと日拠期資料（史料）の公開が始まりつつあります。

先に『記録と史料』第7号で紹介しました台湾に所在する旧日本台湾総督府文書も本年より一般に公開されるようになりました。所蔵機関である省文献委員会の建物の改造＝書庫・閲覧室の設置が終わり、一般期刊・参考図書は一階に、一般図書類は三階に、そして日拠期の档案は四階に別れてそれぞれ閲覧室が開設されました。日拠期档案＝旧総督府文書等も日本の公文書館と同様な形で閲覧可能になりました。（『簡介』（本年6月刊行 非売品）と申請書1参照）

現在史料のCD化作業も進行中（大正期まで進んでいます）。閲覧にはまず16aカセットフィルムでの閲覧を申請。これは制限なくリーダー・プリンターでコピー出来ます。但しこのフィルムについてはなかり以前に作成された関係もあって不備が指摘されています。コマオチの他ブレなどによる不鮮明箇所、また史料の解体や撮影のための処置などをせず撮影したため喉の部分に掛かる文字等が読めない、紙の皺による文字のカクレなども多い。（CD化に際しては史料は解体して作業を行

っています）

しかし、フィルムの閲覧において上記のような箇所を発見した場合その対応策として原本を閲覧することが出来ます。原本の閲覧についてこの条件が認められれば、煩いことはありません。さらに原本からの筆写が大変という場合には写真による複写（撮影）も許可されます。（申請書2、3参照）注）

日本の外地統治機構における台湾総督府の主務上部機関は拓殖務省から台湾事務局を経て大東亜省に至るわけですが、その位置付けは朝鮮総督府の場合とは相違します。外地行政組織の法的問題はこの際置いて、台湾総督府の立場は要するに中央（国）組織と地方（府県）との中間的存在であったといえます。総督府の文書がどのような形で作成されたかについては明治28年度以降の各年度の保存文書の編綴状況によって大要は把握出来ます。文書課所轄の文書保存または廃棄状況および編纂の事務規程は文書門の「文書及図書」類に散見されます。「档案分類」の変遷の大要が『簡介』中に紹介されています。また所蔵文書の内容も「公文類纂」はじめ土地調査局・専売局・旧県引継文書等の他台湾拓殖株式会社史料の大要も『簡介』に載せられています。

現在検索には簿冊件名（各冊の内容件名）の目録によるしかありませんが、これは日本の文書館でも同様で、ことさらに云々するこ

